

越 監 公 表 第 2 号

地方自治法第199条第4項の規定により、平成30年2月に定期監査を
執行したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成30年 4月 9日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 竹 岡 善 幸

越谷市監査委員 金 井 直 樹

越谷市監査委員 松 島 孝 夫

定期監査結果報告書

I 監査の概要

1 監査の対象及び選定理由

(1) 監査の対象

保健医療部所管の財務に関する事務（主として平成29年度分）

- ・ 地域医療課
- ・ 市民健康課
- ・ 国民健康保険課
- ・ 保健総務課 精神保健支援室
- ・ 生活衛生課 食肉衛生検査所
- ・ 衛生検査課

(2) 選定理由

都市監査基準に基づいて実施するリスク・アプローチによる監査にあたり、過去の定期監査の頻度を考慮し、平成29年度の監査対象とした。

○ 前回の監査期間

《保健医療部》平成27年12月10日から平成28年2月19日まで

- ・ 地域医療課
- ・ 市民健康課
- ・ 保健総務課 精神保健支援室
- ・ 生活衛生課 食肉衛生検査所
- ・ 衛生検査課

《福祉部》平成27年10月9日から同年11月26日まで

- ・ 国民健康保険課

2 監査の目的と範囲

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し、その有効性を評価するとともに、所管する財務に関する事務が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効率的かつ効果的に行われているかを、証憑書類等を突合するなどの監査手続を通じて検証することを目的とした。

保健医療部は、地域医療、健康増進、国民健康保険制度、各種免許及び難病等申請受付、飲食店等許可に関することなどを所管するが、リスクアセスメントの結果及び過去の監査結果等を踏まえ、契約事務及び臨時職員賃金等の支出事務などについて主な監査の対象範囲とした。

3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

| 重要リスク | 監査の着眼点 |
|----------------------|---|
| 1 決裁の不備・誤りが発生するリスク | ア 予算の執行は適正な権限者が行い、その手続は適正か。 |
| 2 契約書等の不備・誤りが発生するリスク | ア 契約書、見積書等関係書類は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 イ 契約金額、契約目的、履行の期限及び場所、契約保証、危険負担、延滞違約金、前払金、概算払等の特約その他契約の内容は適切か。 |
| 3 検査・検収漏れが発生するリスク | ア 検査・検収は適正・确实に行われ、かつ、物品供給、修繕等の事実のないものはないか。 イ 工事完成の時期、物品の納入時期、その他の契約の履行期限は守られているか。また、完了報告の時期は適正か。 |
| 4 過大支給・過少支給が発生するリスク | 超過勤務手当・臨時職員賃金の支出について ア 金額積算の根拠となる日数、時間数等は関係記録と合致しているか。 イ 支給金額は関係規定又は合理的な基準に基づいているか。 |

4 監査の実施内容

監査対象について、各所管に対し提出を求めた関係資料及び帳簿、書類等により照合、審査し、現金の取扱いについては、実査、帳簿突合等を行った。また、事務手続や内部統制の整備状況及び運用状況については、関係職員から説明を聴取しつつ監査を実施した。

《監査項目》

(1) 収入事務

- ① 調定事務
- ② 収納事務
- ③ 現金取扱事務
- ④ その他の収入事務

(2) 支出事務

- ① 旅費の計算事務
- ② 契約事務
- ③ 補助金等の交付事務
- ④ その他の支出事務

(3) 財産管理

- ① 物品の管理

- ② 公有財産の管理
- ③ 債権の管理
- ④ 基金の管理

5 監査の期間

平成29年12月12日（火）から平成30年2月20日（火）まで

II 事務の概要

1 事務の概要

保健医療部の主な事務は次のとおりである。

(越谷市組織規則・越谷市精神保健支援室処務規程・越谷市食肉衛生検査所処務規程による。)

| 課 名 | 主 な 事 務 |
|---------|---|
| 地域医療課 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域医療に関すること。 (2) 夜間急患診療所に関すること。 (3) 新型インフルエンザ等対策本部に関すること。 (4) 看護師等修学資金に関すること。 (5) 骨髄移植ドナー助成に関すること。 |
| 市民健康課 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 健康増進に関すること。 (2) 保健衛生審議会に関すること。 (3) 成人保健に関すること。 (4) 母子保健に関すること。 (5) 予防接種に関すること。 (6) 予防接種健康被害調査委員会に関すること。 (7) 栄養指導に関すること。 (8) 保健センターに関すること。 |
| 国民健康保険課 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 国民健康保険制度に関すること。 (2) 国民健康保険運営協議会に関すること。 (3) 保健事業に関すること。 (4) 国民健康保険税に関すること(収納に関するものを除く。) (5) 後期高齢者医療制度に関すること。 (6) 後期高齢者医療被保険者の疾病予防に関すること。 (7) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)による改正前の老人保健法(昭和57年法律第80号)に規定する医療に関すること。 |
| 保健総務課 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 保健所の総務及び企画調整に関すること。 (2) 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関すること。 (3) 保健所の施設管理に関すること。 (4) 保健衛生関係従事者の免許申請の受付に関すること。 (5) 医療機関等の立入検査等に関すること。 (6) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)に基づく施術所に関すること。 (7) 柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に基づく施術所に関すること。 (8) 死体解剖保存法(昭和24年法律第204号)に基づく許可に関すること。 (9) 献血に関すること。 (10) 感染症の予防等に関すること。 |

| | |
|---------|--|
| | (11) 難病等の疾病対策等に関する事。 |
| 精神保健支援室 | (1) 精神保健に関する相談支援に関する事。 (2) 精神保健に関する普及啓発に関する事。 (3) 自殺対策に関する事。 |
| 生活衛生課 | (1) 環境衛生営業施設の届出、許可、監視、指導等に関する事。 (2) 化製場等の設置等に関する事。 (3) 専用水道、簡易専用水道及び自家用水道に関する事。 (4) 墓地等の経営等の許可に関する事。 (5) ねずみ、衛生害虫等の駆除に関する事。 (6) 薬事に関する事。 (7) 狂犬病予防並びに動物の愛護及び管理に関する事。 (8) 食肉衛生検査所に関する事。 (9) 動物管理センターに関する事。 (10) 食品衛生に関する事。 |
| 食肉衛生検査所 | (1) と畜検査に関する事。 (2) 食鳥検査に関する事。 (3) と畜場の設置の許可、指導等に関する事。 (4) 食鳥処理の事業の許可、指導等に関する事。 |
| 衛生検査課 | (1) 衛生検査に関する事。 |

Ⅲ 監査の結果

今回監査を実施したところ、保健医療部所管の財務に関する事務の執行は、おおむね適正と認められた。しかし、一部に是正・改善を要する点が認められた。関係諸規程を再度確認するとともに、適切な措置を講じるよう要望する。今後においては、適正で効率的かつ効果的な事務の執行に一層努力されたい。

【指摘事項】

<支出事務>

(1) 旅費の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあつた。

職員に対し支給する旅費については、越谷市職員等の旅費に関する条例により、最も経済的な通常の経路及び方法により計算することや日当の支給などが規定されている。

職員への旅費の支給状況を確認したところ、以下の点が認められた。

- ① 誤った請求の取下げがされていなかったため過支給となっていたもの。(保健総務課・精神保健支援室)
- ② 最も経済的な経路の選択がされていなかったため過支給となっていたもの。(保健総務課・生活衛生課・食肉衛生検査所)
- ③ 日当の請求金額が誤っていたため過支給となっていたもの。(精神保健支援室)

(2) 委託契約において、委託料の支払金額に誤りのあるものがあつた。

委託料の執行状況を確認したところ、受託者から提出された請求書の請求金額

に誤りがあったが、記載された金額で支払処理をしたため委託料が過剰に執行されていたものである。(国民健康保険課)

(3) 臨時職員賃金の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあった。

臨時職員への賃金の支給状況を確認したところ、出勤簿に記入された出勤日数を誤って集計したため支給金額に不足が生じていたものである。(保健総務課)

また、指摘事項のほか、下記の事務処理上留意すべき事項について指導を行った。指導した点については、適正に処理した旨の報告を受けている。

<収入事務>

(1) 調定事務

① 行政財産使用料の調定の時期に誤りがあったもの。(保健総務課・生活衛生課)

(2) 収納事務

① 納期限の設定に誤りがあったもの。(保健総務課・生活衛生課)

(3) その他の収入事務

① 決裁区分に誤りがあったもの。(地域医療課)

<財産管理>

(1) 公有財産の管理

① 用途の異なる職印が押印されていたもの。(生活衛生課)

なお、市民健康課及び衛生検査課の財務に関する事務は、適正に処理されているものと認められた。